

学生生活編

1. 覚えておきたい基礎知識

(1) 学生証と学籍番号

【学生証】

本学学生の身分を証明する重要なもので、入学から卒業まで使用します。常に携帯し、第三者に提示を求められた場合は、いつでも提示できるようにしてください。万一紛失又は破損した場合は、再発行の手続が必要です。

【学籍番号】

学籍番号は、個人名に代わるもので、学内の事務手続の大半について、8桁の学籍番号の記載が必要になります。

入学年度（西暦）	*学科番号	五十音順連番
2025	1・2・3・4	001

*学科番号

1	2	3	4
幼児教育学科	音楽総合学科	デザイン美術学科	歯科衛生学科

【学生証の提示を必要とするとき】

- 定期試験、追・再試験などを受験するとき
- 各種証明書の申請交付を受けるとき
- 図書の貸出のとき
- 学内施設（多目的ホールなど）を利用するとき
- 通学定期乗車券、学生割引乗車券を購入するとき
- その他、本学教職員等に提示を求められたとき

(2) 掲示

学生生活全般に必要な連絡は、「学生ポータル」への配信及び掲示板による掲示で行います。

授業、試験、奨学金、就職活動、行事、バス時刻表、ボランティア、学生呼出等の連絡事項は「学生ポータル」で行いますので、毎日「学生ポータル」を確認する習慣を身につけてください。

また、掲示板にも掲示される事項がありますので、あわせて確認してください。

*配信及び掲示した内容は、全学生に周知したものとみなします。

①掲示場所と掲示内容

掲示場所	掲示内容
A号館 中庭側通路 A号館側	休講、補講、授業変更、時間割、試験
	授業評価、単位互換履修、卒業関係、資格
	教務連絡、学生呼出
	図書館
	奨学金、バス時刻表、学生生活
	保健室、学生相談室、ボランティア、学生センター
A号館 中庭側通路 E号館側	就職情報（説明会開催案内等） ※求人情報は、事務局内の資料コーナーにあります。

そのほか、各学科の掲示板には、学科の連絡事項等が掲示されますので、あわせて確認するようしてください。

掲示場所	掲示内容
D号館 1階（H号館への通路）	幼児教育学科諸連絡
D号館 1階（E号館への通路）	デザイン美術学科諸連絡
B号館 2階	音楽総合学科諸連絡
G号館 1階・2階	歯科衛生学科諸連絡

【授業・定期試験の休講】

通常時の休講

- ・授業担当教員に病気等止むを得ない事情が生じたとき
- ・学長が休講と認めたとき

※休講の発表がなく、授業開始後30分経過しても授業担当教員が入室しない場合は、事務局に連絡し、指示を受けてください。

気象の特別警報等発表時の休講

- ・「特別警報（種類不問）」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が、岐阜県美濃地方のうち、「岐阜・西濃」の市町に発表された場合は、次表のとおり休講となります。ただし、遠隔授業等はこの限りではありません。
- ・大垣女子短期大学における気象警報発表時の授業等の取扱いに関する要項（抜粋）

午前6時30分現在、発表中	1・2時限目の授業休講
午前6時30分を過ぎた時点で発令	発令時点から休講
午前10時30分までに解除	3時限目から、通常授業
午前10時30分現在、発表中	当日の授業はすべて休講

※「岐阜・西濃」以外で上記の警報等により、公共交通機関が運休して登校できない場合又は遅刻する場合は、事務局に申し出てください。

※公共交通機関が遅延又は運休した場合は、各公共交通機関が発行する「遅延証明書」等を該当授業科目担当教員に提出してください。

【授業の補講】

休講により、規定の授業時間数に満たない授業科目については、学年暦に定められた補講日又は空き時間を活用して補講を行います。日程は、「学生ポータル」でお知らせします。

【定期試験日程、レポート提出等】

定期試験開始1週間前に、定期試験の日程、レポート提出や作品提出の内容等を発表します。

○レポート提出・作品提出

レポート提出や作品提出は、指定された提出方法や提出期限に従ってください。

※就職試験等により受験できない場合は、事前に事務局に相談してください。

【奨学金】

本学奨学金、日本学生支援機構奨学金、その他民間団体等の奨学金についての諸連絡は、随時「学生ポータル」及び掲示板でお知らせします。対象者及び申請希望者は、見落としのないよう注意してください。

【バス時刻表】

「本学 ⇄ 大垣駅北口」のバス時刻表を、「学生ポータル」及び掲示板でお知らせします。行事、試験、補講等により変更となることがありますので、確認してください。

* * * * *

【学生ポータルサイト】

『お知らせ』画面では、事務局からの連絡事項、授業担当教員からの連絡事項、課題・レポート画面が確認できます。

『履修支援サービス』画面では、履修・成績・出欠状況確認、シラバス閲覧等ができます。

『就活支援サービス』画面では、求人検索ができます。

『個人設定変更』画面では、登録メールアドレスの変更ができます。

【アクセス方法】

「本学ホームページ」⇒「在学生の方へ」⇒「学生ポータル」⇒「ログイン画面」

【パスワード】

大学が配付するパスワードです。

(3) 住所、保証人等変更手続

学生台帳に記載の基本情報に変更等が生じた場合は、その都度届出が必要です。変更後は速やかに届出の手続を行ってください。なお、変更内容等については、「学校法人大垣総合学園個人情報保護規程」に基づき、慎重に取り扱います。

変更事項	提出書類	手續方法
現住所及び電話番号	学生台帳情報 変更届	届出用紙（A号館1階事務局）に必要事項を記入し、事務局に提出
保証人（保護者）の住所・電話番号		
氏名		
保証人		
本籍地		
緊急連絡先		

(4) 授業等に関する届出及び願出手続

①公欠願

授業や定期試験を欠席する（した）場合の手続きは、下記のとおりです。

次の事由により、授業を欠席する場合は、公欠扱いとなります。

事由	期間	事由証明者	提出書類	手続方法
忌引	☆次表参照	—	会葬礼状又は死亡届・死亡診断書コピー	①事務局で願出書を受領する。 ②必要事項を記入し、書類が必要な場合は、添付する。 ③願出書を事務局に提出する。 ④公欠カードを授業科目担当教員に提出する。
*学校保健安全法に定められた感染症に罹患した場合	医師の診断により出席停止を必要とされた期間	—	治癒証明書	
課外活動	相当期間	—	—	
気象現象、地震その他の理由により公共交通機関での通学が困難な場合	—	—	遅延証明書	授業科目担当教員に提出する。
就職試験（説明会等は除く）	試験日と往復期間	アカデミック・アドバイザー	—	①事務局で願出書を受領する。 ②事由証明者の承認印をもらう。 ③願出書を事務局に提出する。 ④公欠カードを授業科目担当教員に提出する。
教育課程に定めた実習、学外研修	相当期間	担当教員	—	個別に手続の必要はありません。
その他学長が認めたもの	相当期間	学長	—	

※事前申請を原則とする。但し、事前申請ができない場合は、事後1週間以内に提出のこと。

*忌引対象親族の葬儀の日を含めた前後の日を忌引とします。土・日・祝祭日も忌引日数に含みます。忌引の事実がわかる書類（コピー可）を添付してください。

	父母	祖父母	兄弟・姉妹	おじ・おば	配偶者	子
血族	7日	3日	3日	1日	10日	5日
姻族	3日	1日	1日	1日		1日

※学校保健安全法施行規則に定められた感染症に罹患した場合は、出席停止とします。
発症又は感染のおそれがある場合は、事務局に連絡し、指示を受けてください。

*学校保健安全法施行規約に定められた感染症の種類

第一種	鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、エボラ出血熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MARS）、痘そう、ペスト、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、感染症胃腸炎など）

②欠席届

授業や定期試験を欠席する（した）場合の手続は、下記のとおりです。

事由	添付書類	手續方法
病気、けがで 1週間以上欠席	医療機関 の診断書	①事務局で書類を受領する。 ②必要事項を記入し、添付書類が必要な場合は、添付する。 ③届出書を事務局に提出する。 ④欠席カードを授業科目担当教員に提出する。

（5）休学、退学、転科等の手続

アカデミック・アドバイザー等と相談したうえで、手続をしてください。願出用紙は事務局にあります。

※日本学生支援機構等の奨学金を受けている学生は、別途、書類の提出等が必要になりますので、必ず事務局で相談してください。

願出	事由	提出書類	手数料等	提出時期
休学	疾病、その他の事由で、引き続き2か月以上修学困難な状態が見込まれる場合	「休学願」※疾病の場合は診断書を添付	在籍料として各期50,000円	事由が発生した時
復学	休学期間満了又は休学事由の消滅により、復学を希望する場合	「復学願」※休学事由が疾患の場合は、診断書を添付	—	
退学	病気、その他の事由により、修学が不可能な場合	「退学願」、「学生証」	—	

再入学	退学後1年以内に再入学を希望する場合	「再入学願」	15,000円	2月 8月
転科	特別な事由により、他学科に転科を希望する場合	「転科願」	35,000円	2月 8月

※学期の途中で休学の場合は、当該学期の在籍料は徴収しない。

(6) 追試験・再試験受験手続

願出用紙は事務局にあります。手数料は下記のとおりです。必要事項を記入し、QRコード決済（AirPAY）をしてください。

種類	事由	手数料
追試験	病気等止むを得ない理由により、定期試験を受験できなかった場合	1科目 400円
再試験	成績の評定が不合格となった科目的再試験受験を願い出る場合	1科目 600円

(7) 証明書発行手続

申込用紙は、A号館1階事務局にあります。必要事項を記入し、QRコード決済（AirPAY）をしてください。

種類	手数料	交付日
在学証明書	1通 400円 (英文は2,000円)	3日後 ※英文での証明書の発行には1週間以上を要します。 ※交付を受けるときは、学生証の提示が必要です。
学業成績・単位修得証明書（成績証明書）		
卒業（見込）証明書		
健康診断証明書		
幼稚園教諭二種免許状取得見込証明書		
指定保育士養成施設卒業（見込）証明書		

(8) 学生証、通学証明書、バス乗車証、駐車場カード等発行手続

発行願の用紙はA号館1階事務局にあります。必要事項を記入し、QRコード決済（AirPAY）をしてください。

	種類	事由	手数料	備考
①	学生証（再発行）	学生証を紛失又は破損	3,500円	発行に2週間程度要する
②	臨時学生証	学生証の不携帯 ※試験受験に適用	400円	当日限り有効
③	通学証明書	通学定期乗車券の購入 ※実習用通学定期乗車券含む	無料	実習用の場合は、許可に約1か月要する
④	名阪近鉄バス定期券	大垣駅北口⇒短大⇒岐阜協立大学 大垣駅北口⇒領家⇒岐阜協立大学	30,000円	学生証裏面に貼付
⑤	学生旅客運賃割引証（学割）	実習・就職活動等での利用 ※片道101km以上	無料	

⑥	駐車場カード	学生専用駐車場の利用	契約期間・料金は別表	
⑦	自転車・自動二輪車登録用紙	自転車・自動二輪車で通学し、大学構内の駐輪場に駐輪	無料	随時申込可 登録番号発行

①学生証の再発行

万一、学生証を紛失又は破損した場合は、再発行の手続が必要です。交付までに2週間程度要しますので、その期間は、臨時学生証で代替します。

②臨時学生証

学生証を忘れた場合などは、当日のみ有効の臨時学生証を発行します。また、学生証の再発行手続を行っている場合は、臨時学生証の有効期限を延長することができます。

③通学証明書

「現住所の最寄駅」から「本学の最寄駅（JR東海大垣駅、樽見鉄道大垣駅、養老鉄道大垣駅、養老鉄道西大垣駅等）」までの通学区間において「通学定期乗車券」を購入する場合は、公共交通機関窓口に本学発行の「通学証明書」と「学生証」の提示が必要です。通学証明書の有効期限は卒業年の3月31日ですので、学生証とともに大切に保管してください。

※普段の通学経路とは異なる学外実習先に通うための「通学定期乗車券」を購入する場合は、大学から各公共交通機関への事前申請が必要です。実習開始の1か月前までに、事務局で手続をしてください。

④名阪近鉄バス定期券

名阪近鉄バスを利用して通学する場合、「大垣駅北口」 ⇄ 「大垣女子短期大学」、「大垣駅北口」 ⇄ 「岐阜協立大学」、「大垣女子短期大学」 ⇄ 「岐阜協立大学」の区間を乗車できる「名阪近鉄バス定期券」を発行します。

乗車可能な路線

- ・ B キャンパス線（快速 大垣女子短大）
- ・ C 1 キャンパス線（大垣女子短大経由）
- ・ A 2 キャンパス線（大垣女子短大経由）
- ・ A 1 キャンパス線（三津屋経由）（「領家」下車、短大まで徒歩10分）
- ・ 大垣大野線（「領家」下車、短大まで徒歩10分）

⑤学生旅客運賃割引証（学割）

旅客鉄道株式会社（J R 各社）の営業キロで片道 101km以上移動する場合、運賃が割引になります。この学割証の有効期間は、交付日から3ヶ月です。交付申請希望の場合は、事務局で手続をしてください。

※学割証は、学生の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、必要があると認められる場合に限り、発行することができます。

例：休暇、所用による帰省、正課の教育活動、大学が認めた特別教育活動又は課外活動、就職又は進学のための受験、保護者の旅行への随行など

※学割証が不正に使用された場合は、使用者に対し、通常運賃の3倍追徴や、大学への学割証発行停止等の処置がとられます。

例：他人の学割証の使用、購入後に他人への譲渡、無効の学割証の使用など

⑥駐車場カード

自動車で通学を希望する場合は、各自で駐車場の確保が必要です。学生専用駐車場の貸出については、事務局が窓口ですが、台数に限りがあるため、希望者多数の場合は、抽選等を行います。申込方法等については、「学生ポータル」及び掲示板でお知らせします。

【契約期間及び利用料金】(学生専用駐車場)

契約期間		金額
1年	各年度 前期から後期までの利用	30,000円
半年	各期（前期又は後期）での利用	17,000円

※1日駐車場の利用料金は600円です。

利用を希望する学生は、事務局で手続をしてください。

周辺商業施設等への無断駐車など、違法な駐車は絶対にしないでください。

⑦自転車・自動二輪車での通学登録

自転車・自動二輪車で通学を希望する場合は、「自転車通学登録」、「自動二輪車通学登録」の手続を行い、構内の駐輪場を利用して下さい。

⑧アルバイト

本来、学生は学業や課外活動に時間を費やすものです。しかし、アルバイトは社会との関わりや自分の適性を知ることができる機会であり、学費の補助や学生生活の維持のために行う必要があることも理解できます。家族やアカデミック・アドバイザー等と相談しながら、授業や行事に支障をきたさないよう計画してください。また、アルバイト先でトラブルに巻き込まれた場合は、事務局に相談してください。

※「アルバイト求人情報」は、A号館1階事務局ロビー及びみづきサロンで閲覧できます。

(9) ロッカー、コピー機、パソコンの利用について

①ロッカー

個人用ロッカーを用意しています。鍵等はすべて個人での管理です。貴重品を保管する場合は、必ず施錠しましょう。

②コピー機

授業に関する資料等のコピーが必要な場合は、コピー機（C号館1階カフェテリアに設置）が利用できます。料金は、1枚5円からです。

③パソコン

事務局ロビー等にあるパソコンの利用ができます。原則として、学習に関する事での使用ですので、使用に当たっては、飲食の禁止、長時間の独占はしない、騒がないなど、マナーを守ってください。終了後は、電源の切り忘れが無いよう注意してください。

(10) 遺失物・拾得物、呼出し等について

①遺失物・拾得物

事務局に届け出してください。預かった拾得物は、その後3か月間、事務局ロビーに設置の棚に展示します。学生証・通学定期券・財布・スマートフォン等は別途保管していますので、心あたりがある場合は、事務局に問い合わせてください。

②呼出し・照会

学外者（家族を含む）からの呼出しや個人に関わる情報の問合せには、原則として応じられませんので、あらかじめ家族等に知らせておいてください。ただし、家族の緊急を要する場合は、この限りではありません。

（対応できない例）

- ・学生への伝言、学生や教員の住所・電話番号等プライバシーに関する問合せ
- ・忘れ物の取次依頼等
- ・個人宛の郵便物等の預かり等

※緊急を要する場合等は、事務局に相談してください。

③学外者（家族を含む）訪問申請

学外者（家族を含む）を学内に無断で案内することは、禁止しています。A号館1階事務局で必ず申請し、許可を受けてください。無許可の場合は不審者とみなされ、警察に通報される場合があります。

(11) 学納金

授業料、教育充実費の納入時期及び金額は、前期・後期ごとに、それぞれ年額の2分の1の金額です。本学所定の「振込依頼書」を使用し、金融機関窓口で手続きしてください。「振込依頼書（諸会費含む）」は、保証人（保護者）宛に郵送します。

①納入期限

納入期限（金融機関が休業日の場合は、前営業日）	「振込依頼書」発送時期
前期分（2年次・3年次）	4月10日
後期分（1年次・2年次・3年次）	9月30日

②学納金一覧（年額）

(単位：円)

年次	種類	幼児教育学科	デザイン美術学科	音楽総合学科	歯科衛生学科
1 年次	入学金	250,000	250,000	250,000	250,000
	授業料	600,000	600,000	600,000	600,000
	教育充実費	280,000	500,000	610,000	390,000
2 年次	授業料	600,000	600,000	600,000	600,000
	教育充実費	280,000	500,000	610,000	390,000
3 年次	授業料	600,000	—	—	600,000
	教育充実費	280,000	—	—	390,000

※音楽総合学科「管打楽器リペアコース」および「ウインド・リペアコース」については、別に「リペア教材費」が必要になります。（1年次140,000円、2年次140,000円）

③諸会費等

(単位：円)

年次	種類	幼児教育学科	デザイン美術学科	音楽総合学科	歯科衛生学科
1 年次	学友会会費	18,000	12,000	12,000	18,000
	みづき会会費	30,000	30,000	30,000	30,000
	学生災害傷害保険料	1,340	1,340	1,340	1,520
2 年次	みづき会会費	30,000	30,000	30,000	30,000
	同窓会会費	—	15,000	15,000	—
	学生災害傷害保険料	1,340	1,340	1,340	1,520
3 年次	みづき会会費	30,000	—	—	30,000
	同窓会会費	15,000	—	—	15,000
	学生災害傷害保険料	1,340	—	—	1,520

※会費は、委託徴収金として関係団体から依頼を受けて徴収するものです。

④分割納入等（「授業料等納入規程」参照）

学則に定められた期限までに授業料等の納入が困難となる事情が生じた場合は、事務局に早期に相談してください。分割納入等の申請により、許可されることがあります。

⑤提携教育ローン

本学では、(株)ジャックス、(株)オリエントコーポレーションとの間で教育ローンの提携を行っています。

⑥授業料等減免

高等教育の修学支援新制度により、授業料等が減免される場合があります。対象者は「日本学生支援機構」の給付型奨学生の採用者と連動していますので、学内で行われる奨学生説明会に参加して確認してください。

多子世帯支援を受ける場合も奨学生説明会への参加が必要です。

2. 学生生活のルールとマナー

基本的なルール、マナーを守ることで、皆が快適な学生生活を送ることができます。思いやりのあふれるキャンパスを目指しましょう。

①服装

時、場所、状況に相応しい服装選びが必要です。本学学生として品位ある服装を心がけてください。

②教室等の美化

快適な環境で学ぶために、美化に努めてください。

- ・ゴミは放置せず、ゴミ箱にきちんと捨ててください。また、消しゴムのカスは小さな袋に入れることなどを心がけてください。
- ・毎週水曜日に、一斉清掃を行います。クラスごとなどで清掃場所を決めています。共同で使用する場所でもありますので、日頃からきれいに使用することを心がけてください。
- ・教室の温度の変化に対応したエアコン設定温度の調整、不要と思われる電灯の消灯などエネルギーを大切にする習慣を身につけましょう。

③飲食可能場所

飲食が可能な場所は、次のとおりです。

- ・C号館1階「カフェテリア」
- ・B号館2階サロン
- ・D号館1階みずきサロン
- ・G号館4階サロンルーム
- ・H号館2階サロン

カフェテリア

カフェテリア内の「食券販売機」で食券を購入して配膳カウンターで係員に提示し、飲食物の提供を受けてください。ひとりで多くの席を占領せず、お互いに譲り合いましょう。

④学内外禁煙

本学では、喫煙を禁止しています。未成年は当然のことですが、20歳に達した学生も自分の健康と周囲の人の望まない受動喫煙防止のために、禁煙しましょう。

⑤スマートフォン等

- ・授業中は、スマートフォン等の電源を必ず切ってください。図書館、事務局、研究室などでも同様に電源を切るかマナーモードに設定し、通話は慎んでください。
- ・学内のコンセントを使用した充電は、禁止です。
- ・スマートフォン等で他人を無断で撮影する、撮影した画像を送信する、SNSにアップするなどの行為は、肖像権やプライバシーの侵害になります。掲示物を撮影した場合でも、個人が特定できる情報が撮影されてしまう場合があるため、責任を持って消去してください。

⑥通学

通学時は、社会のルール・マナーを守り、安全に心がけてください。歩きながらのスマートフォン等の使用や音楽を聴くなどの行為は、周囲の人の迷惑になるばかりではなく、痴漢や窃盗等の犯罪行為を誘発しやすくなります。十分注意してください。

バス通学

- ・乗車を待つときは、他の歩行者の通行の妨げにならないよう順序良く並んでください

い。混雑時には詰めて乗車するなど、譲り合うことで混雑の軽減を心がけましょう。

＜注意事項＞

- ・降車時は、学生証裏面に貼付の「名阪近鉄バス定期券」を運転手に提示してください。
- ・区間内での途中乗降は可能です。(直行便を除く)
- ・バス定期券の紛失等による再発行は、原則できません。
- ・バス定期券を不正に使用した場合は、運賃(割増)の支払い、定期券の没収となります。

例：記載事項の塗抹改変、他人が使用、通用期間以外での使用、通学区間外での使用、その他不正使用と認められたとき

自動車・自動二輪車通学

- ・自動車通学に伴う通学時の事故は、少なくありません。時間に余裕を持って登校してください。
- ・周辺商業施設等や道路、本学の来客及び教職員専用駐車場への駐車等は絶対にしないでください。

自転車通学

- ・自転車でも、スマートフォン等を操作しながらの運転は法令違反です。また、イヤホンをしながらの運転は危険です。絶対に止めましょう。
- ・岐阜県では令和4年10月1日から自転車条例で自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。(通学途上での事故は学研賠で対応可 *状況により不可の場合あり) ヘルメットの着用は努力義務です。法令、交通法規を遵守し、安全に運転してください。

その他

- ・自動車による送迎の学内敷地への乗入れは止めてください。
- ・学内敷地でのエンジンのかけっ放しは止めてください。

⑦紛失物

学生証、スマートフォン等の落し物、忘れ物が急増しています。自分の持ち物は、自分でしっかり管理してください。

3. アカデミック・アドバイザーとクラス委員

[アカデミック・アドバイザー]

学科ごとにクラス編成を行い、教員が各クラスのアカデミック・アドバイザーとなります。アカデミック・アドバイザーは修学や学生生活、進路についての指導や支援を行うなど、学生個々の相談に応じます。

[クラス委員]

各クラスに委員長と副委員長を置き、その選出方法は、各クラスに一任されます。選出は、4月の早い時期に行います。選出された人は責任を自覚し、クラス運営に関し

ての協力要請や連絡にあたってください。

委員長…クラスの代表として、責任をもつ

副委員長…委員長を補佐し、諸記録の責任をもつ

主な役割は、

- ・授業遂行上の教員への協力
- ・教員及び大学からの連絡事項等の学生への伝達
- ・クラスを代表し、学生からアカデミック・アドバイザー等への連絡
- ・大学諸行事への参加、協力
- ・その他、必要な事項

4. 健康管理について

学生生活を豊かに過ごすには、心と身体の健康管理が基本となります。本学では、全学生を対象に毎年度定期健康診断を行っていますが、日常的に保健室では、急病・外傷の応急処置や医療機関・学生相談室との連携による保健指導や相談受付など、健康管理への支援を行っています。

(1) 保健室

場所：D号館1階（A号館側） 開室時間：平日 9時～17時

応急処置	学内で起きた急病・外傷の応急処置を行います。状況により、医療機関を紹介しています。症状により一時休養もできますので、身体の不調などで休養したい人は申し出てください。
健康や悩みの相談	健康上の相談やカウンセラーとの連絡調整を行います。
健康管理	身長計・体重計・血圧計がありますので、測定希望者は申し出てください。
救急箱の貸出	学科行事、クラブ活動等で必要な場合に貸し出します。

健康サポート

保健室、学生相談室では、健康をサポートするために定期的に情報発信をしています。各学科の掲示板やカフェテリアに有益な情報を掲示していますので参考にしてください。

(2) 定期健康診断

毎年4月に、「学校保健安全法」に基づいて、全学生を対象に定期健康診断を実施しています。受診しない場合は、就職活動等に必要となる「健康診断証明書」の発行ができません。他の医療機関で健康診断を受ける場合は、診断書を提出してください。その際に係る費用は、自己負担となります。健康診断の結果、異常所見が認められ、再検査や精密検査が必要な場合には、医療機関の紹介や病気に対する健康相談を行います。

健康診断の結果は、約1か月後に全員に通知します。それ以降に「健康診断証明書」

の発行が可能です。

* * * * *

AED（自動体外式除細動器）

突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて正常な状態に戻す、誰にでも簡単に取り扱うことができる医療機器です。本キャンパスには、次の3か所に設置しています。

- ・A号館 1階 西玄関壁面（屋外）
- ・体育館 東玄関壁面（屋外）
- ・I号館（岐阜協立大学 看護学部棟） 1階 西玄関付近 壁面（屋内）

5. 学生相談室

学生相談室は、学生の皆さんのが抱える様々な問題を解決するためのお手伝いをします。相談できる相手がない、誰に相談していいかわからない、誰かに話を聞いてほしい、そんな時には学生相談室を訪ねてください。どんな小さなことでも一人で悩まず、どうすればよいか、カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）と一緒に考えましょう。



<相談の内容（例）>

- 大学のこと（雰囲気になじめない、勉強が難しい、人間関係が上手くいかない、など）
- 生活のこと（一人暮らしが不安、バイトと学業の両立で悩んでいる、など）
- 自分のこと（自分の性格を変えたい、性別に違和感がある、将来のことが不安、など）
- 他者のこと（友達が学校を休みがちで心配だ、ハラスメントをやめてほしい、など）
- その他（詳しいことは話せないけど、しんどい気持ちだけ吐き出したい、など）

○障がい・要配慮の窓口

大学入学前からの障がいや病気等により学業面や生活面での配慮や情報共有が必要な場合の相談についても、学生相談室が窓口になっています。また、大学入学後に明らかになった障がいや病気等による配慮や対応についてもいつでもご相談ください。学生相談室でお聞きした内容には守秘義務があり、原則として学内他部署には伝えませんが、相談者の要望があれば他部署と連携して対応します。

○相談したいときは、どうすればいいの？

学生相談室や保健室を訪ねてください。可能であればカウンセラーがその場で相談に応じます。当日の対応が難しい場合や、後日相談したいという場合は以下のいずれかの方法で予約をしてください。

- ① 保健室や事務局に直接出向いて希望の日時を伝え、予約する。
- ② 学生相談室前にある「申込用紙」に必要事項を記入し、保健室前の「申込箱（赤

いポスト)」に入れる。

- ③ 学生相談室専用アドレス(nikoniko@ogaki-tandai.ac.jp)にメールを送る。
- ④ 事務局（直通0584-81-6817、平日9時～17時）に電話をして希望日時を伝え、予約する。

いずれの場合にも、予約を受けたら学生相談室から電話やメールで連絡し、予約日時を確定します。

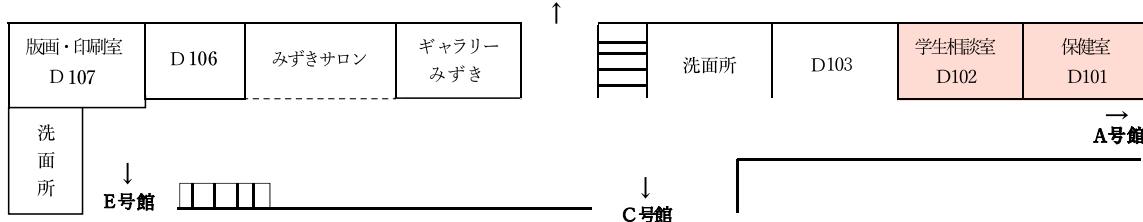
○いつ相談ができるの？

<相談日>

月曜日～金曜日	9時～17時	学内カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）
木曜日	15時～17時	学外カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）

空き時間や放課後などあなたが都合のよい時間をいくつか提示し、相談員のスケジュールと合わせて予約日時を決定します。上記時間以外に相談を希望の場合は、お問合せください。

【学生相談室・保健室の場所】



☆ハラスメントについての相談

ハラスメントとは、様々な場面での『嫌がらせ、いじめ』のことで、行為者の意図にかかわらず相手に不利益や損害を与えたる、個人の尊厳や人格を侵害したりする行為です。

代表的なハラスメントとして下記のものがあります。

①セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

『性的嫌がらせ』のことで、相手を不快にさせる性的言動や、一方的に性的な要求をしたり誘いをかけたりすること、性的な言動や掲示により教育・研究・就業・課外活動等の環境を悪化させることをいいます。

②アカデミック・ハラスメント（アカハラ）

『教育・研究の場における権力を利用した嫌がらせ』のことで、優位な力関係のもとで、教育・指導の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与え教育環境を悪化させる行為のことをいいます。

③パワー・ハラスメント（パワハラ）

『社会的地位の強いものによる、自らの権力や立場を利用した嫌がらせ』のことで、立場の優位性を利用して、相手の意に反することを強要したり嫌がらせをしたりすることをいいます。

ハラスメントだと感じたら、まずは気軽に相談を！

学内外を問わず、前述以外でもハラスメントを受けたと感じた場合は、我慢せず勇気をもって相談してください。また、友人が被害を受けて困っているという場合、代理者からの相談も受け付けます。相談者の秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

<相談窓口>

学生相談室、保健室、事務局

電話番号 0584-81-6817

メール nikoniko@ogaki-tandai.ac.jp

6. 危機管理

一人ひとりが危機管理の意識をしっかりと持って行動することにより、犯罪やトラブルの被害を防ぐことができます。もし、不安や心配事がある場合は、一人で悩まずに家族やアカデミック・アドバイザー、事務局に相談してください。

(1) 注意事項

①貴重品の管理

現金やスマートフォンなどの貴重品は、必ず身につけるか、鍵のかかるロッカーを利用するなど、教室等に放置することのないように自己管理をしてください。

②外出時の防犯対策

遅い時間帯の外出はできるだけ控えましょう。特に歩きながらのスマートフォン操作やイヤホン装着は、周囲から音声を遮断する行為であり、痴漢や窃盗に狙われやすい状況を作ることになります。

(2) 一人暮らしの防犯対策

必ず施錠し、訪問者への対応はドアチェーンをかけたままで行うなど、安易にドアを開けないようにしましょう。そのほか、出かけるときは洗濯物はできるだけ外に干さない、玄関先には男物の履物を置くなど、女性の一人暮らしであることをなるべく悟られないように工夫することも防犯対策になります。

(3) 個人情報の管理

自分の住所、生年月日、携帯電話番号、メールアドレスなど、個人を特定できる情報は、提供時にはその利用目的を確認するなど、安易な提供はしないようにしましょう。

(4) インターネットトラブル

①携帯電話、スマートフォンやパソコンなどのインターネット通信は、身近な情報

ツールとして便利ですが、フィッシング詐欺、架空請求、個人情報の流出など様々なトラブルが発生しています。巻き込まれないように注意しましょう。

②SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用では、安い書込みがトラブルに発展する場合があります。書込みをアップしたら、瞬時に世界中に拡散するものだと認識しましょう。また、知人同士という安心感を利用した詐欺やウイルスを配布するなどの事例も急増しています。利用は、慎重にしましょう。

(5) 悪質商法・詐欺

令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、親の同意なく契約を結ぶことができるようになりました。反面、結んだ契約を守る責任を負うことになります。口約束でも契約は成立するため、契約を結ぶ際は慎重に行ってください。「自分はだまされない」と思っていても相手はセールスのプロです。甘い言葉や笑顔、時には泣き落としなど、巧みな手口で契約しようとします。

【だまされないための5か条】

1. はっきり断る
2. まず疑う
3. 家族構成等個人情報をむやみに教えない
4. むやみに署名捺印はしない
5. 家族や大学、公的機関に相談する

①キャッチセール

駅前や街頭で「アンケートに答えてください。」「お肌の無料診断をします。」などと声をかけてくる人がいます。その後、店舗や喫茶店などに移動して、商品購入やサービスへの契約を結ばせる商法です。

②マルチ商法・マルチまがい商法

「割のよいアルバイトがある」、「知り合いを紹介してくれたらマージンをあげる」、「販売しないか」などと簡単に儲ることができるような内容の話を持ちかけ、時には会場で講演を行うなどして勧誘する商法です。

③かたり商法

「消防署」、「保健所」からです、などと言って商品を売る商法で、「点検」や「古い」という理由で、ガス漏れ警報器などを売りつけます。

④内職・資格商法

一定の講習会等を受講するとアルバイトができるとか資格取得ができるようなどとを言い、勧誘する商法です。

⑤出会い系商法

アプリやSNSで仲良くなり、実際に会ったところで、商品購入などの契約や借金の申込みなどをさせられます。出会い系を利用する犯罪グループも存在します。

⑥闇バイト

犯罪であることを隠して、「手軽に！短時間に！簡単に！」等をうたい文句に募

集し、商品の受取や転送等の単純作業に対して高額の報酬が支払われるもので、その単純作業は犯罪です。

☆もし、トラブルに巻き込まれたら

事務局に相談するとともに最寄りの警察署に被害届を提出しましょう。詐欺やネットトラブルなどは、消費生活センターに相談すると親身なアドバイスが受けられます。また、特定商取引法の「クーリング・オフ」制度などを利用することもできます。

クーリング・オフ制度とは

一定の期間内であれば、法律、業界自主規制、契約書に「クーリング・オフ」がうたわれた商品及びサービスについて、消費者が一方的に解除できるというものです。ただし、全てがその対象となるわけではありません。詳しくは、岐阜県県民生活相談センター等で確認してください。

岐阜県県民生活相談センター TEL 058-277-1003

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kankyo-seikatsu/sodan-center/>

(6) クレジットカード

クレジットカードを利用する際は、必ず返済しなければならないことを念頭において、利用は計画的にしましょう。返済が滞るとカードの利用制限、自己破産など、今後の信用に関わることもあるため、十分注意しましょう。

(7) 飲酒、喫煙、ギャンブル

成年年齢は18歳ですが、飲酒、喫煙、競馬・競輪などのギャンブルは、20歳からです。法律は、絶対に遵守してください。

(8) 薬物

薬物乱用は、脳に大きな影響を与え、異常行動を起こす原因となります。誘われても、安易に手を出さずに断りましょう。

(9) 事故対応

①学内での事故

速やかに担当教員（アカデミック・アドバイザー）又は事務局（保健室を含む）に連絡してください。

AED

キャンパス内の3か所にAEDを設置しています。詳しくはP99を参照してください。

②交通事故

万一交通事故に遭った場合は、事故の程度にかかわらず、次のことを確認してください。

- 相手の氏名、連絡先及び車のナンバー等をメモする。

- ・警察に連絡し、「氏名・場所・状況」を伝える。
- ・担当教員（アカデミック・アドバイザー等）又は事務局に連絡する。

※軽傷の場合でも医療機関で受診をしておいた方がよいでしょう。

警察本部	110	消防本部（救急車）	119
大垣警察署	0584-78-0110	大垣女子短期大学	0584-81-6811
楽田交番	0584-74-3872	学務課	0584-81-6817

☆事故によるけがの場合、学生教育研究災害傷害保険の対象となる場合があります。
別途配付の「加入者のしおり」を確認してください。

(10) 災害時

突然の地震等が発生したときは、慌てずに冷静にいることが重要です。

【地震発生時～避難】

①最優先で身の安全を確保する

ガラス窓、転倒物、落下物等から離れ、机などの下に入るか、鞄などで頭部を守り、揺れが収まるまで待つ。

②揺れが収またらすぐに火の始末

揺れが収またら安全確認後、すぐに火を消すこと。ガスは元栓を閉め、電気も消し、ブレーカーを落とす。

③火災発生の場合はまず消火

大声で近隣に知らせ、火災報知機を鳴らし、初期消火に当たる。消火不能な場合は、直ちにドアを閉め避難する。避難時は、煙を吸い込まないよう低い姿勢をとり、タオルなどで口と鼻を覆う。

④出口の確保

地震でドアが歪み、部屋に閉じ込められることがあるので、扉を開けて出口を確保する。

⑤慌てて外に飛び出さない

むやみに屋外に飛び出すのは危険。周囲の状況をよく確かめて、落ちついて行動し、安全な場所へ避難する。この時、「エレベーター」は使用しない。

⑥避難指示には従うこと

パニックにならず、冷静に指示に従って避難する。忘れ物を取りに戻るなど自分勝手な行動はしない。

⑦避難は徒歩で、持ち物は最小限にする

避難は徒歩で、動きやすいように荷物は必要なものだけにとどめ、背負うなどして両手をあける。

⑧正しい情報で行動する

消防・警察・防災行政無線放送・テレビ・ラジオなど防災機関からの情報で行動し、デマに惑わされないよう注意する。

【救護・救出】

①自身が負傷したら

自分の存在と居場所を大声で知らせ、助けを呼ぶ。

②協力し合って消火・救出・救護

避難し、余裕があれば負傷者の有無を確認し、救助できるなら救助にあたる。火災の発生や、閉じ込められている人がいたら、協力しあって消火・救助にあたる。

7. 学生災害傷害保険

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

通学途上、正課授業中、学校行事中、課外活動中及び学内施設での事故に対する保償制度です。本学の正規学生は全員加入するため、別途配付の「加入者のしおり」をよく読み、保険対象の事故等が生じた場合は、LINE又は保健室で手続をしてください。

(2) 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）・医学生教育研究賠償責任保険

国内において、正課中、学校行事中、臨床実習中、ボランティア、クラブ等での課外活動中及び通学途上で、他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を保償する制度です。本学の正規学生は全員加入（歯科衛生学科は、医学生教育研究賠償責任保険）するため、別途配付の「加入者のしおり」をよく読み、保険対象の事故等が生じた場合は、LINE又は保健室で手続をしてください。

8. 奨学金

(1) 本学奨学金

種類	申請資格	申請時期 詳細は学生ポータル・ 掲示板で連絡	金額
成績優秀奨学金	①前年度GPA値3.0以上 ②世帯所得800万円以下	1月中旬～2月	授業料30万円(減免) (各期15万円)
修学支援奨学金	①前期GPA値2.5以上 ②世帯所得350万円以下	7月中旬～8月	後期授業料 30万円(減免)
同窓生奨学金	学校法人大垣総合学園が設置する教育機関(旧日本中央看護専門学校含)の卒業生が二親等以内	4月(入学年度)	5万円(給付)
社会人奨学金	①社会人特別選抜合格者 ②4月1日現在満25歳以上	4月(入学年度)	5万円(給付)

※その他、貸与奨学金として、本学みずき会による「みずき会奨学金」、本学同窓会による「同窓会奨学金」があります。